

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	水産課	検索番号	4-1
法令名	愛媛県漁業調整規則 (漁業法) ※ ( ) 内は上位法令	根拠条項	4-1 (57-1)	
許認可等	知事許可漁業の許可			
<b>(根拠規定)</b> ○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号) (知事による漁業の許可) 第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業 (第8号、第15号、第16号及び第22号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。) を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。 (1) もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ (全長15センチメートル以下のぶりをいう。以下同じ。) をとることを目的とする漁業 (中型まき網漁業を除く。) (2) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚 (全長13センチメートル以下のうなぎをいう。) をとることを目的とする漁業 (3) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網 (沖取網を含む。) により行う漁業 (瀬戸内海において総トン数5トン以上の動力漁船を使用するものを除く。) (4) ごち網漁業 海面においてごち網 (第32条第3号に掲げる漁業の方法を除く。) により行う漁業 (5) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業 (第1号に掲げるものを除く。) (6) 潜水器漁業 海面において船舶を使用して潜水器 (簡易潜水器を含む。) により行う漁業 (7) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業 (8) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業 (9) 流し網漁業 海面において流し網により行う漁業 (10) 刺し網漁業 海面において刺し網 (いさき及びはまち追掛網を含む。) により行う漁業 (前2号に掲げるものを除く。) (11) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業 (12) 袋待網漁業 海面において袋待網により行う漁業 (13) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業 (かにかご、いかかご、いか巣又はいか玉により燧灘 (今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点、同市白石 (二ツ石) 及び広島県上蒲刈島黒鼻を順次結んだ直線以東の瀬戸内海のうち愛媛県海域をいう。以下同じ。) 又は伊予灘 (瀬戸内海のうち燧灘を除いた愛媛県海域をいう。以下同じ。) において行うものに限る。) (14) すくい網漁業 海面においてすくい網 (火光を利用するものに限る。) により行う漁業 (第2号に掲げるものを除く。) (15) たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業 (16) えむしこぎ漁業 海面においてえむしこぎにより行う漁業 (17) 空釣りこぎ漁業 海面において空釣りこぎ (空釣り縄を含む。) により行う漁業 (瀬戸内海において行うものに限る。) (18) はえ縄漁業 海面においてはえ縄 (たい、はも、あなご又はふぐをとることを目的とする				

ものに限る。)により行う漁業

(19) ほこ突き漁業 海面においてほこ突き(火光を利用するものに限る。)により行う漁業

(20) まき餌釣り漁業 海面においてまき餌釣りにより行う漁業(燧灘又は伊予灘において行うものに限る。)

(21) 船舶を使用しない潜水器漁業 海面において船舶を使用しないで潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業

(22) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第3号から第20号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

○漁業法(昭和24年法律第267号)

(都道府県知事による漁業の許可)

第57条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2~9 省略

○漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)

(知事許可漁業の種類)

第70条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

(1) 中型まき網漁業 総トン数5トン以上40トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業

(2) 小型機船底びき網漁業 総トン数15トン(別表第2の沖合底びき網漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあつては、総トン数20トン)未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

(3) 瀬戸内海機船船びき網漁業 瀬戸内海(法第152条第2項に規定する瀬戸内海をいう。)において総トン数5トン以上の動力漁船により船びき網を使用して行う漁業をいう。

(4) 省略

(許認可等の基準)

○愛媛県漁業調整規則(令和2年愛媛県規則第57号)

(許可又は起業の認可をしない場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

(1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 知事許可漁業を営む者の資格

## 2・3 省略

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

## 8・9 省略

○漁業法（昭和24年法律第267号）

(許可又は起業の認可をしない場合)

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 農林水産大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第41条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶が農林水産大臣の定める基準を満たさないこと。
- (6) その申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性を有さず、又は有することが見込まれない者であること。

2 農林水産大臣は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第42条 農林水産大臣は、許可（第39条第1項及び第45条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第45条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

### 2・3 省略

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しては、農林水産大臣は、第40条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第1項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

○知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（令和2年11月19日付け2水産第601-1号愛媛県農林水産部長通知）

(許可等をしない場合)

第3 規則第9条第1項第2号に規定する場合とは、同じ者又は同じ船舶に対し、当該申請に係る漁業の許可等を同時に2以上することになる場合とする。ただし、通常許可を有する船舶を2隻以上使用して行う漁業の場合、経営の合理化に必要と認められる場合その他知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(許可等についての適格性)

第4 規則第10条第1項第1号に規定する漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、許可等を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、規則第9条第1項の規定に基づき許可等を行わないこととし、許可等を受けた者が第3号又は第4号に該当する者である場合は、規則第22条第1項の規定に基づき全ての許可等を取り消すこととする。

- (1) 規則第21条第1項に規定する報告を相当の期間にわたり怠っている者であること。
- (2) 規則第22条第2項の規定により許可等を受けようとする漁業の許可等を取り消され、又は取消しに係る違反を行った日から取消しをする日までに当該漁業を廃業した者であつて、その取消しの日又は廃業の日から3年を経過しない者であること。ただし、当該期間を経過

しないうちに、当該漁業について漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられ、又は法第 131 条第 1 項の規定に基づく知事の処分を受けた場合は、その違反の日から 3 年を経過しない者であることとし、以降に当該漁業について漁業に関する法令に違反する行為を行った場合についても同様に扱うものとする。

(3) 小型機船底びき網漁業の許可を受けていない者であって、小型機船底びき網漁業により規則第 37 条第 1 項の規定に違反して水産動物を採捕したと知事が認めた日から 3 年を経過しない者であること。ただし、当該期間を経過しないうちに、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられ、又は法第 131 条第 1 項の規定に基づく知事の処分を受けた場合は、その違反の日から 3 年を経過しない者であることとし、以降に漁業に関する法令に違反する行為を行った場合についても同様に扱うものとする。

(4) 小型機船底びき網漁業において漁業に関する法令に違反する行為により知事の処分を受け、その違反を行った日から 3 年を経過しない間に、当該漁業の許可を受けずに当該漁業を営んだと知事が認めた日から 3 年を経過しない者であること。ただし、当該期間を経過しないうちに、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられ、又は法第 131 条第 1 項の規定に基づく知事の処分を受けた場合は、その違反の日から 3 年を経過しない者であることとし、以降に漁業に関する法令に違反する行為を行った場合についても同様に扱うものとする。

(許可の基準)

第 7 規則第 11 条第 5 項及び第 7 項の海区漁業調整委員会の意見を聴いて定める許可の基準は、次の順序を許可等をする者の順位とし、先に許可の申請をした者に対して上位の順位に該当する者から許可をし、その後起業の認可を申請した者に対して上位の順位に該当する者から認可をするものとする。ただし、同順位の者が 2 人以上ある場合において、これらの者のうち 2 人以上の者に対して許可等をしたとしたならば規則第 11 条第 1 項の規定により公示した船舶等の数又は漁業者の数を超えることとなるときは、当該同順位の者について当該順位以降の順位の基準を順に適用して順位を定め、上位の順位に該当する者から許可等をするものとし、これによっても許可等をする者を定めることができないときは、同条第 5 項にあつては同条第 6 項の規定に基づき、同条第 7 項にあつては同条第 6 項の規定を準用し、当該順位に該当する者でくじを行い許可等をする者を定めるものとする。

(1) 規則第 21 条第 1 項に規定する報告を怠っていない者（申請時において許可を有していない者については、当該順位に該当する者とみなす。）

(2) 過去に当該漁業の許可を受けていた者で当該漁業の許可の有効期間の満了日から 1 年以内に申請した者

(3) 国又は地方自治体が関与する新規就業者研修を受け、新たに当該漁業を営もうとする者

(4) 申請時に当該漁業に従事している者で、自立して当該漁業を営もうとする者

(5) 過去に当該漁業の許可を受けていた者で、再び当該漁業を営もうとする者（(2) に該当する者を除く。）

(6) 当該漁業以外の漁業の許可を受けている者で、新たに当該漁業を営もうとする者

(7) 過去 3 年間に、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられ、又は法第 131 条第 1 項の規定に基づく知事の処分を受けていない者

(8) 上記のいずれにも該当しない者

○もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等に関する取扱方針  
(令和 2 年 11 月 19 日付け 2 水産第 602-1 号愛媛県農林水産部長通知)

(許可又は起業の認可についての適格性)

第 3 規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守す

ることが見込まれない者は、次の各号のいずれかに該当する者であるものとする。

- (1) 当該漁業において違反行為を行った日から3年を経過しない者であること。
- (2) 当該漁業において違反行為が行われた際使用したとされる船舶を当該違反行為が行われた日から3年を経過しない間に当該漁業に使用する者であること。

(許可の基準)

第5 規則第11条第5項の海区漁業調整委員会の意見を聴いて定める許可の基準は、次の順序を許可等をする者の順位とし、上位の順位に該当する者から許可等をするものとする。ただし、同順位の者が2人以上ある場合において、これらの者のうち2人以上の者に対して許可等をしたとしたならば規則第11条第1項の規定により公示した船舶等の数を超えることとなるときは、当該同順位の者について当該順位以降の順位の基準を順に適用して順位を定め、上位の順位に該当する者から許可等をするものとし、これによっても許可等をする者を定めることができないときは、同条第6項の規定に基づき、当該順位に該当する者でくじを行い許可等をする者を定めるものとする。

- (1) 過去に当該漁業許可又は規則第47条第1項の規定による試験研究等の適用除外の許可を受けたはまち養殖業者でもじゃこの採捕実績のある者
- (2) (1)以外のはまち養殖業者
- (3) 過去に当該漁業許可又は規則第47条第1項の規定による試験研究等の適用除外の許可を受けたはまち以外の魚類養殖業者でもじゃこの採捕実績のある者
- (4) (3)以外の、はまち以外の魚類養殖業者
- (5) 魚類養殖以外の養殖業者
- (6) 上記のいずれにも該当しない者

○うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針(令和2年11月19日付け2水産第603-1号愛媛県農林水産部長通知)

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の海区漁業調整委員会の意見を聴いて定める許可の基準は、次の順序を許可等をする者の順位とし、上位の順位に該当する者から許可等をするものとする。ただし、同順位の者が2人以上ある場合において、当該基準に従い許可等をする者を定めるとすれば規則第11条第1項の規定により公示した漁業者の数を超えるときは、当該順位の次の順位により許可等をする者を定めるものとし、当該順位の次の順位が規定されていない場合は、規則第11条第6項の規定を準用し、当該順位に該当する者でくじを行い許可等をする者を定めるものとする。

- (1) 自己の養殖業のためにうなぎ稚魚を採捕する養鰻業者
- (2) 過去に当該漁業の許可又は規則第47条第1項の規定による試験研究等の適用除外の許可を受け、うなぎ稚魚を採捕した実績のある者で、県内に住所を有する養鰻業者と受給契約を結んでいる者
- (3) 過去に当該漁業の許可又は規則第47条第1項の規定による試験研究等の適用除外の許可を受け、うなぎ稚魚を採捕した実績のない者で、県内に住所を有する養鰻業者と受給契約を結んでいる者
- (4) 上記のいずれにも該当しない者

(その他)

○愛媛県漁業調整規則(令和2年愛媛県規則第57号)

(許可又は起業の認可の申請)

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号若しくは第3号から第20号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと

及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をすることがあるかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

○漁業法（昭和24年法律第267号）

（知事許可漁業の許可への準用）

第58条 第37条から第40条まで、第41条第1項（第6号を除く。）及び第2項、第42条（第2項ただし書及び第3項ただし書を除く。）、第43条、第44条、第45条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第46条、第47条、第49条から第52条まで、第54条並びに第56条の規定は、前条第1項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第37条中「同項」とあるのは「第57条第1項」と、第38条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第41条第1項第5号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第2項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第42条第1項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第2項本文中「3月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第3項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第5項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第43条中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第46条第1項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第2項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第47条及び第51条第1項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第52条第1項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第2項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第54条第2項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第56条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。